

事 務 連 絡

令和2年10月30日

一般社団法人日本港運協会 御中

国土交通省港湾局 総務課長

海岸・防災課長

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する  
政府の取組について等（周知）

新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえ、出入国管理及び難民認定法の適用について、別添1のとおり閣議了解が行われましたので周知いたします。

また、国際的な人の往来再開に向けた施策を実施することとし、その重要性に鑑み、政府一体となって別添2のとおり対応する旨、政府対策本部において決定されましたので周知いたします。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症  
に関する政府の取組について

〔 令和 2 年 10 月 30 日  
閣 議 了 解 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 1 月 31 日閣議了解） 3、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 2 月 6 日閣議了解） 5、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 2 月 12 日閣議了解） 4、中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 2 月 26 日閣議了解） 3、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（出入国管理及び難民認定法の適用）（令和 2 年 3 月 6 日閣議了解） 3 及び中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 3 月 10 日閣議了解） 3 に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、特定の国若しくは地域又はそれらの州その他これに準ずる行政区画（以下「特定国・地域等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該特定国・地域等に滞在する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に当該特定国・地域等における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもって航行し

ている船舶であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。

- 3 1及び2に基づく取扱いについては、11月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。

以 上

## 国際的な人の往来の再開

## 1. 日本在住のビジネスパーソンの短期出張ニーズへの対応

11月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置（注1）を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認める。

（注1）新型コロナウイルス検査、帰国後14日間の公共交通機関不使用及び位置情報の保存、誓約書及び「本邦活動計画書」の提出等（入国拒否対象地域への出張の場合は、機内及び帰国後14日間のマスク着用並びに受入責任者による健康フォローアップの実施について誓約を求める）。また、渡航先への滞在期間は7日以内（渡航先での隔離要請期間を除く）に限定するとともに、渡航先での滞在場所は業務上必要最小限のものとし、感染防止対策を徹底することについても誓約を求める。

## 2. 入国拒否対象地域の指定解除・追加指定（注2）

（1）入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下の国・地域の指定を解除（注3）。ただし、当該国・地域の感染状況いかんによっては、再度入国拒否対象地域に指定することを検討。

豪州、シンガポール、タイ、韓国、中国（香港及びマカオを含む）、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、台湾

（2）入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下の国・地域の全域を指定。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

ミャンマー、ヨルダン

（注2）本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で152か国・地域となる。

（注3）入国拒否対象地域の指定解除の後も、既に実施済みの査証免除措置の停止措置及び発給済み査証の効力停止措置は継続する。

## 3. 検疫の強化等

上記2.（1）に掲げる国・地域からの入国者については、入国前14日以内に上陸拒否対象地域に滞在歴がない限り、原則として、新型コロナウイルス検査の実施対象としない。14日以内に上記2.（2）の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、新型コロナウイルス検査の実施対象とする。

#### 4. 査証の制限

上記2.(1)の国・地域のうち、豪州、ニュージーランド、台湾に対する査証免除措置を停止する。また、これらの国・地域との間のAPEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を停止する。

上記2.、3. 及び4. の措置は、11月1日午前0時から当分の間実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象とする。

以上